

2020年度千葉県予算編成にあたっての重点要望

千葉県知事 森田健作 様

2019年12月2日 日本共産党千葉県委員会
日本共産党千葉県議会議員団

安倍政権の7年間は、憲法と平和、暮らしと経済、民主主義と人権などあらゆる分野で暴走の連続であり、まさに日本社会を根底から破壊する戦後最悪の内閣である。しかも、強権、ウソと偽り、忖度の政治、「桜を見る会」に示された税金の私物化は、究極のモラル破壊の政治に他ならない。

集団的自衛権行使を可能にする安保法制＝戦争法の強行、自由と権利を侵害し、モノ言えぬ監視社会への動きを加速させる特定秘密保護法、盗聴法の適用拡大、共謀罪の強行、「日米同盟」のいっそうの強化を理由にした軍事費の増額、「専守防衛」を建前にしている自衛隊の海外での武力行使、執拗な憲法9条改悪の企てなど、憲法と立憲主義を破壊する「戦争する国」づくりは断じて許してはならない。

安倍政権は、2度にわたり消費税率を引き上げ、合せて13兆円もの大増税を強行した。家計消費は落ち込み、経済の低迷は、ますます深刻である。そのうえ先の災害被害を被った県民への追い打ちである。中小企業は疲弊し、一方で、史上最高の利益をあげている大企業には、負担を求めない。

安倍政権は、「消費税は社会保障のため」と言いながら、年金、医療、介護、生活保護などの改悪が続き、7年間で合計4兆3千億円もの負担増と給付削減を強いた。労働法制の改悪による雇用破壊が重ねられ、第二次安倍内閣発足後の実質賃金は年間18万円も低下している。消費税大増税、社会保障の連続改悪、雇用、暮らしと経済を破壊する政治をこれ以上続けさせるわけにはいかない。

「国際競争力」をかかげる安倍政権は、地方自治体に、大型開発を押しつけ、「広域連携」「集約化」と称して、中心市街地への開発と立地の集中をすすめている。今後、国民健康保険料(税)の連続値上げ、介護保険料引上げ・サービス縮小、公立・公的病院424カ所を名指しした統廃合などを狙っている。

こんにち、国による「地方こわし」の政治に立ち向かい、住民の命と暮らしを守りぬき、地方自治の拡充をめざす千葉県政への転換はますます重要となっている。こうした立場にたった2020年度千葉県予算編成および県政運営を求めるものです。

一、甚大な災害からの復旧・復興と、防災・減災の街づくりに総力をあげる

本年9月から10月にかけて、千葉県を襲った台風15号、19号、21号(豪雨)による強風(家屋破壊や倒木)、長期停電・断水、浸水など被害は、広範囲におよび、県民の生活と農林水産業、観光業などに甚大な被害をもたらした。台風15号での知事の初動をめぐっては、被災者をはじめ県民から大きな怒りと疑念が沸き起こっている。

県民からの信頼を回復し、国と連携あるいは県独自で、被災者が日常の生活と生業を一日も早く取り戻すとともに、不要不急の大規模開発をやめ、防災・減災、老朽化対策を強力に促進することが重要である。

1．今回の連続的な災害の被害状況をふまえた救援活動

- ①県災害対策本部の立ち上げなど初動対応のあり方を抜本的に見直すこと。
- ②県と各市町村および市町村と医療機関、高齢者、障害者、学校、保育所、幼稚園などの通信手段を確保すること。
- ③停電、断水が長期化しないよう、関係者と協議し対策を講じること。
- ④発電機と燃料、飲料水などを十分に確保するとともに、医療機関をはじめ、いわゆる災害弱者が入所する施設や、学校など教育施設に速やかに配置できる体制をつくること。
- ⑤避難所の冷暖房の整備、雨漏りの緊急点検、トイレの様式化などを行うこと。
- ⑥避難所での温かい食事の提供、入浴の確保、プライバシーの保護などを徹底すること。
- ⑦ガレキ、土砂、農林水産施設を含む災害ゴミの処理は、市町村と連携して、被災者の状況に応じて画一的とならないようにすること。

2．被災者への生活支援

1) 住宅の再建

- ①住宅の被害認定は、住宅としての機能状況を正確に反映させ、居住者が納得できるようにすること。あわせて再調査が可能なことを周知すること。
- ②複数の災害などによって被害が増幅している場合は、速やかに見直すよう徹底すること。
- ③罹災証明書の発行など各種窓口手続きを簡素化し、速やかな処理に努めること。
- ④一部損壊住宅への支援を恒久化し、さらに拡充させるとともに、「半壊」へも支援すること。あわせて、国に対して生活者再建支援制度を改善し、支援対象を「半壊」「一部損壊」へ広げ、支援限度額の抜本的引上げ(当面500万円)を求めること。
- ⑤県営住宅、UR賃貸住宅、民間賃貸住宅、ホテル・旅館など応急的な住まいの確保体制を整えるとともに、応急仮設住宅の建設は木造住宅を原則とすること。その際、地域コミュニティの継続に努め、「関連死」などを招かないようにすること。
- ⑥修繕などに携われる職人や資材の確保に努めること。
- ⑦応急仮設住宅入居と応急修理費の支援が併用できるよう国に求めること。

2) 生活の支援

- ①災害救助法にもとづく家電、寝具類など生活必需品の支給を速やかに実施すること。その際、在宅被災者も含め、実情に即して、品目や現金給付を検討すること。
- ②被災者の医療、介護の負担軽減を拡充すること。

3．農林水産業と中小企業の再建

- ①施設等の復旧、生産・事業の再開に必要な費用を軽減させるために、県の支援をさらに拡充すること。
- ②中小企業が必要とする資金は、貸付型ではなく、給付型を拡充すること。
- ③収穫後に被災した農作物への補償を拡充すること。
- ④農作物、果実などが被災前と同じように収穫できるまで、所得を補償すること。

4．土砂災害の防止

- ①県内の「急傾斜地崩壊危険箇所」の基礎調査を速やかに完了させ、これ以外の危険個所の有無を総点検すること。
- ②遅れている土砂災害警戒区域（同特別区域）の指定を促進するとともに、未指定の場合でも、住民に災害発生の危険がある区域であることを繰り返し周知徹底すること。
- ③急傾斜地崩壊防止工事への支援は、対象住宅戸数にかかわらず県の補助を抜本的に拡充すること。

5．河川氾濫対策

- ①県管理河川の水位計設置を見直し、大幅に増設すること。
- ②河川全体の必要な流量を確保するため、日常から河道掘削、樹林管理、水門の改修・整備をすすめること。
- ③予定している堤防の構築は早期に完了させること。

6．防災対策の促進

1）石油コンビナートの防災対策

- ①石油コンビナートのタンクの耐震化、津波と液状化への対策、周辺住民への安全対策や避難訓練などをすすめること。
- ②コンビナート企業に防災対策の進捗状況を定期的に明らかにさせ、住民に公表すること。

2）耐震化促進、必要な消防力の整備など

- ①戸建住宅やマンションの耐震診断、耐震工事への県の助成を拡充・新設すること。
- ②建築確認検査の民間任せなどを抜本的に改め、建物の中立・公正な検査体制確立と安全確保をはかること。
- ③保育所、幼稚園、学校、医療・福祉施設などの耐震化を早急に完了すること。
- ④災害時の「避難指示、勧告」の伝達方法、避難場所の設定や避難方法、要配慮者のいる世帯への対応を改善すること。
- ⑤福祉避難所の整備をさらにすすめるとともに、人員体制、備蓄状況、避難計画（経路）などを掌握し、必要な県の支援を強めること。
- ⑥災害時に帰宅困難な小中高校の児童生徒への対応方針、水、非常食、毛布等の備蓄状況、保護者との連絡方法などを調査し、必要な支援を行うこと。
- ⑦国の整備指針を下回る消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、救急車、救助工作車、消防水利の整備、現有台数の8割程度しかいない消防職員の増員を県として支援すること。
- ⑧消防団員の処遇改善、日常の団運営の民主化に引き続き努力すること。
- ⑨各地の自主防災会が必要な備蓄や訓練などを行い、災害時に適切に機能するよう、県も支援すること。

6. 県防災計画の抜本的見直し

①今回の連続的な災害をふまえ、その教訓を県防災計画に全面的に生かすこと。

②この間、「定員適正化計画」の名ですすめてきた長きにわたる県職員削減路線を反省し、災害発生時の緊急事態に対応できる十分な職員を確保すること。

③復旧・復興に関するすべての相談に親身に応じる総合的な窓口を設けること。

二、9 条改憲に断固反対し、県内での基地強化の動きを許さない

先の参院選で改憲勢力は 3 分の 2 にとどかず、主権者・国民は、「期限を切った改憲」に賛成していない。しかし安倍首相は、「2020 年までの改憲」に執念を燃やしている。

県内では、木更津駐屯地での米軍オスプレイの定期整備拠点化に続き、陸自オスプレイの「暫定」配備計画が明らかになり、県民の大きな反対運動が起こっている。

また、習志野演習場での第一空挺団降下始めに米軍部隊が 3 年連続で参加し、2020 年も予定されるなど海外での日米合同軍事行動にむけた基地機能強化が進んでいる。

知事は、首相が狙う 9 条改憲に異論を唱えない。県は、陸自オスプレイの木更津駐屯地「暫定」配備計画では「木更津市の意向をふまえて」とは言うものの、県内広範囲に事故の危険や騒音被害を与える同機の「暫定」配備について自ら判断を示そうとはしない。

さらに県民の強い批判、抗議を受けたにもかかわらず、県有施設である「幕張メッセ」での「武器見本市」開催を許した。

こうした姿勢は平和と平穏な生活を願う県民の願いに応えていない。

1. 憲法 9 条を守る

①憲法 9 条の「改正」に反対するとともに、憲法を生かす政治への転換を求めること。

②安保法制 = 戦争法、特定秘密法、共謀罪の廃止を国に申し入れること。

③北朝鮮をめぐる諸問題や領土問題は、「対話による平和的解決」をはかるために知恵と力を尽くすよう国に求めること。

④沖縄米軍新基地建設反対のたたかいと連帯し、米軍へ日本の国内法を適用させるために日米地位協定の抜本改定を求めること。

⑤ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える「核兵器廃絶国際署名」に賛同するとともに、唯一の戦争被爆国の日本政府に対して、核兵器禁止条約への参加を求めること。

2. 憲法 9 条の平和原則に沿った県政

①木更津駐屯地への陸自オスプレイ「暫定」配備に反対すること。また、米軍オスプレイ定期整備拠点化撤回を強く要求すること。

②幕張メッセなど県有施設で「武器見本市」など違憲の催しを開催させないこと。

③米原子力空母ロナルド・レーガンの横須賀母港撤回を求めること。

④靖国神社は過去の日本の侵略戦争美化を目的とする特殊な施設であり、同神社への政治家の参拝は、自らをその立場に置くことになる。靖国神社に参拝しないこと。

- ⑤日本が犯した過去の侵略戦争の歴史や被爆の実相を後世に伝える活動を奨励すること。
- ⑥県内の「戦争遺跡」の調査、資料化、保全を県として行うこと。
- ⑦習志野基地のパトリオットミサイル(P A C 3)撤去と、同演習場での第一空挺団のパラシュート降下訓練の中止を国に求めること。同部隊降下始めへの米軍参加に反対すること。
- ⑧下総基地や木更津基地など自衛隊機による騒音被害の解消の対策を講じること。
- ⑨法定受託事務である「自衛官募集」に関する県の業務は最小限に留めるとともに、小・中学生などの職場体験から自衛隊を除くこと。
- ⑩被爆者と被爆二世、三世の健康を守るために、県独自の支援策を拡充すること。

三、10月からの消費税率10%を撤回し、当面、5%に引き下げて暮らしを支える

消費税は所得の少ない人ほど負担が重い逆進性の悪税であり、10%への増税によって、貧困と格差拡大に追い打ちをかけることになる。10%を撤回し、将来的には廃止をめざし、当面、ただちに5%に引き下げることが急がれる。

消費税減税と暮らし応援の政策を実行するための財源は、①大企業優遇税制を是正し、法人税の税率を安倍内閣以前の水準に戻す(中小企業は除く)ことで6兆~7兆円、②証券税制の是正と最高税率の引き上げで3兆円程度、③為替取引税、富裕税、炭素税(環境税)の創設で2兆~3兆円規模、④軍事費や大型開発をはじめ予算を見直し、無駄を削減すれば、3兆円程度、⑤政策転換による国民の所得の改善と健全な経済成長を実現で、さらに税収を数兆~10兆円規模が確保できる。

- ①県民の暮らしを悪化させ、景気と経済を壊す消費税率10%への引き上げ撤回と、5%への引き下げを国に迫ること。
- ②社会保障の財源は、富裕層や莫大な利益をあげている大企業の応分の負担、雇用の安定と国民所得を増やす経済政策への転換によって確保するよう、国に求めること。

1. 県民の命と健康を守る

1) 医療費負担の軽減にむけて

- ①中学3年までの通院・入院医療費の窓口完全無料化を早期に実施し、高校3年生までの無料化を促進すること。
- ②難病患者の負担の引き下げを国に求めるとともに、県として、ぜん息など小児慢性特定疾病の医療費助成を拡充すること。
- ③70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げを元に戻すよう国に求めること。
- ④医療保険法改悪による入院食費の負担増、「患者申出診療」(混合診療)、紹介状なしの大病院受診追加徴収など患者負担増や保険外診療拡大の撤回を求めること。
- ⑤75歳以上の窓口負担引き上げ(原則2割)、風邪など少額受診やかかりつけ医以外の受診追加負担、一般病床患者からの居住費徴収、預貯金など資産に応じた入院時の食費・居住費の負担増、市販品類似薬の公的保険外しなど、新たな医療費負担の中止を国に迫ること。

- ⑥後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めるとともに、財政安定化基金の活用によって県独自の負担軽減策を講じること。
- ⑦ひとり親家庭等医療費等助成事業を「現物給付」に改めるとともに本人負担の軽減を図ること。

2) 「千葉県地域医療構想」を撤回し、安心して必要な医療が受けられる医療体制の整備

- ①病床削減の押しつけをやめ、すべての医療圏で必要なベッド数を確保すること。
- ②今年 9 月厚労省が公立・公的病院の「再編・統合」の対象として名指しした県内 10 病院の白紙撤回を求めること。
- ③診療報酬の抜本的な増額を求めること。
- ④県立病院の医師と看護師の確保・養成、夜間救急・小児科・産科の体制強化、総合地域周産期医療センターの充実を進めること。医療事故の再発防止に努めること。
- ⑤地域医療を疲弊させた県立病院再編計画は廃止し、県立病院存続と充実をすすめること。
- ⑥東千葉メディカルセンターへの県の支援を拡充し、県立東金病院の後継病院として県がセンターの運営に主体的に関わること。
- ⑦看護師養成校の定員を抜本的に増やし、保健師等修学資金貸付制度の増額、貸付枠の大幅拡大を行うこと。
- ⑧新型インフルエンザに対する万全な対策をとり、各種ワクチン接種への助成を行うこと。

3) 高すぎる国保料・税の負担軽減へ

- ①国保への県補助金を復活し、全国知事会が求めている 1 兆円の国庫負担の増額をはじめ協会けんぽ並みの保険料を実現するために県の責任を果たすこと。
- ②保険料抑制のために各市町村が行っている法定外繰入を削減せず、従来通り行えるように県の運営方針に明記すること。
- ③県として、ひとり親家庭の子どもの国保料・税均等割り分の減免制度を設けること。
- ④短期保険証や資格証明書の発行中止、国保法第 7 7 条(国保料)、地方税法第 7 1 7 条(国保税)にもとづく保険料(税)軽減、国保法第 4 4 条にもとづく窓口負担の軽減について、実効ある制度になるよう市町村に働きかけること。

2. 介護保険の負担軽減と充実を

- ①要介護度 1・2 の生活援助サービスの保険給付はずし、訪問・通所介護など在宅サービスの総量規制強化をやめるよう国に求めること。
- ②利用料「2 割負担」(所得 1 6 0 万円以上)、「3 割負担」(所得 2 2 0 万円以上)、介護施設利用の低所得者への「補足給付」(食費・居住費軽減)縮小の撤回を国に要求すること。
- ③高額介護サービス費の負担上限額引き上げ、軽度者生活援助原則自己負担、軽度者福祉用具・住宅改修原則自己負担、要介護 1・2 の通所介護の地域支援事業移行、6 5 歳～7 4 歳および 7 5 歳以上の利用料原則 2 割に反対すること。

- ④市町村が実施する新総合事業におけるサービスの後退を食い止めること。
- ⑤住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめるよう国に求めること。県として、介護保険料・利用料の本人負担の軽減をはかること。
- ⑥特養ホーム建設への県補助金（一床あたり450万円）を維持するとともに整備計画を抜本的に引き上げ、入所待機者解消を図ること。
- ⑦保険料の引き上げにつながらないよう公費による介護労働者の労働条件改善を国に求めるとともに、県独自の処遇改善策を講じること。

3．減らない公的年金、老後の生活を支える年金制度に

- ①物価上昇時でも賃金が下がれば年金額を引き下げる「マクロ経済スライド」の強化による年金支給額抑制の仕組みをやめさせること。
- ②高額年収者の年金保険料引き上げを国に求めること。
- ③株価吊り上げのために年金積立金（200兆円）をリスクマネーに投入することを中止し、計画的な取り崩しで給付にまわすよう政府に要求すること。
- ④一定額以上の所得高齢者への年金一部支給停止、支給開始年齢のさらなる引き上げ、公的年金等控除を含む年金課税見直しをやめるよう国に求めること。
- ⑤最低保障年金制度導入を国に求めること。

4．保育所待機児の解消へ

- ①認可保育所を抜本的に増設し、速やかに待機児童を解消すること。
- ②子ども子育て支援新制度のもとで、県の支援を強め、鉄道高架下、空き店舗利用、企業主導型保育など保育環境の悪化を招かないようにすること。
- ③県の保育士処遇改善策を拡充するとともに、国に保育士の大幅賃上げと職員配置基準の抜本的な引き上げを求めること。
- ④学童保育の大規模・過密化を解消するとともに、指導員の労働条件を改善すること。

5．虐待から子どもの命と尊厳を守る

- ①野田市での女児虐待死事件を二度と起こさない真剣な取り組みをすすめるために、児童相談所や児童養護施設の不十分な職員体制を早急に改善すること。
- ②児童相談所のマニュアルの徹底・実行、市町村等との緊密な連携、市町村任せにしない県の責任ある対策を実施すること。
- ③県立児童相談所の一時保護所を増設し過密化を解消すること。同時に県立児童相談所を早急に増設し、増え続ける児童虐待への対応できる十分な態勢を整えること。
- ④児童養護施設と里親支援の拡充をはかること。

6．障害者（児）への支援拡充

- ①重度心身障害者（児）医療費は窓口完全無料にし、65歳以上で新たに重度障害になった人の対象除外をやめること。県が実施を約束している精神障害者については、1・2級を速やかに対象に加えること。
- ②グループホームとともに障害者支援施設、障害児入所施設などの定員増を図り、利用者

本人の選択の機会を保障すること。

- ③施設等の職員の待遇改善や研修の充実をはかり、入所者・利用者の命と人権を守ること。
- ④袖ヶ浦福祉センターの期限を定めた定員削減方針は撤回し、利用者の意向に沿った施設の拡充と職員の処遇改善をはかること。
- ⑤障害者法定雇用率偽装の再発防止を徹底し、達成に努めること。

7．生存権を保障する生活保護制度

- ①生活保護の申請および受給する権利を守り、相談者に対する窓口での対応を抜本改善すること。通院移送費や各種一時扶助の適正な支給を促すとともに、各自治体の「生活保護のしおり」の改善を図ること。
- ②生活扶助や住宅扶助、冬期加算の引下げの撤回を国に求めること。
- ③後発医薬品押しつけや医療扶助給付の減額、母子加算の見直し、一定期限での保護打ち切り導入などに反対すること。
- ④本人の状況を見無視した過度の「就労指導」をやめるとともに、「就労」に応じないことを理由にした一方的な保護費減額を行わないよう国に要求すること。
- ⑤ケースワーカーを増員し、基準を大きく超えている担当世帯数を減らすこと。
- ⑥無料低額宿泊所、脱法ハウスへの指導・対策を強化すること。
- ⑦医療受給券交付や生活福祉資金貸付制度の充実など、困窮者の暮らしを支援すること。

8．生活困窮者、子どもの貧困の解消

- ①「格差と貧困」が広がる中で、住まいを失うことのないよう、県営住宅の新規増設、建替え、修繕を実施すること。
- ②県営住宅家賃減免制度の周知を徹底し、その利用を居住者に積極的によびかけること。
- ③「子ども食堂」に対して、県として必要な支援を行うこと。
- ④母子父子寡婦福祉資金貸付の違約金（延滞金）不徴収など制度を拡充すること。

四、憲法をふまえ、学校をよりよい教育の場に

過去の侵略戦争と植民地支配を美化する特定の歴史観の押しつけ、他国の人を侮蔑する排外主義を許さず、内心を評価する道徳教育ではない、すべての人に人間としての尊厳があることを土台にした市民道徳を身に着ける教育へと転換すべきである。

いま学校教育の現場は、授業時数の増加、いじめや不登校への対応、「子どもの貧困」など、様々な困難を抱え、一方、学校現場には膨大な業務が付加されるなど、教職員の負担が極限に達しています。教職員の長時間労働を是正し、子どもたちと向き合う時間が十分に保障されるなど、学校をよりよい教育の場にしていくために、教育条件整備に力を尽くすことが求められている。

1．県教育振興基本計画を撤回し、「教育振興に関する大綱」を抜本的に見直す

- ①侵略戦争美化、憲法否定と結んだ「愛国心」「道徳教育」の押しつけをやめること。
- ②いじめなどの問題は子どもたちの命を守るという基本姿勢を最優先に貫くこと。教職員が精神的にも時間的にもゆとりを持って子どもたちと向き合い、集団による検討・対応が可能となる体制と環境を整えること。問題の隠ぺいがないようにすること。

2．教育予算の増額と学校教育の条件整備、充実

1) 教員の抜本的増員で、多忙化、長時間労働の実効ある解消策と少人数学級の拡充を

- ①「学校における働き方改革推進プラン」を実効あるものとし、業務削減を大胆に進め、教職員の負担軽減を図ること。
- ②先生一人当たりの授業の持ち時間に上限を設け、子どもたちと向き合う時間を確保すること。
- ③「運動部活動のためのガイドライン」を学校、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させ、教員の過重負担を軽減し、顧問(教員)および生徒の適切な休養を保障すること。
- ④定数内教員はすべて正規教員とし、「ハーフタイム」の再任用は、定数枠から外すこと。
- ⑤非常勤講師の待遇改善をはかること。
- ⑥産休、病休の代替教員をただちに配置すること。
- ⑦学校職員定数条例における「県単定数」を大幅に増やし、教員未配置の解消を図ること。
- ⑧学校における単純労務委託事業の入札のあり方を見直し、相当の賃金が支払われるよう改善すること。
- ⑨国に法制度の改正を求め、教職員に残業代を支払うこと。
- ⑩当面、小・中学校において、学級編成基準、定員配置基準を見直し、少人数学級を弾力的運用ではなく、県の「基準」とし、県の責任において段階的に少人数学級を推進すること。
- ⑪県立高校において、30人以下の少人数学級へと段階的に拡充すること。

2) 老朽化した学校施設の改修、エアコン設置、生徒の学びの場の保障を

- ①ただちに特別支援学校の新・増設計画を具体化し、過密・狭隘化解消をはかり、必要な人員を配置するなど教育条件を引き上げること。
- ②児童生徒の急増で過密化している特別支援学校のトイレを増設するとともに、改修を行うこと。
- ③特別支援学校のスクールバスを増やし、長時間通学を解消すること。
- ④夜間高校に通う生徒にとって重要な役割を果たしている給食を、全校において再開すること。
- ⑤雨漏り、壁・床の剥がれ、排水不良など老朽化した学校施設の改修予算を抜本的に増額し施設改修を進めること。また、トイレの洋式化を促進すること。
- ⑥県立学校の(教室)特別教室、体育館、職員室へのエアコン設置を県費負担でただちに行うこと。

3．教科書採択に関する全面公開

- ①教科書採択に関する資料の全面開示、教科書選定審議会の公開及び議事録作成・公表を行うこと。
- ②教員や保護者らの意向が十分に反映し、かつ真理・真実に基づいた教科書の採択をめざすこと。

4．教育費の負担軽減

- ①私立高校の経常費助成をさらに引き上げ、授業料減免制度を近県並みに拡充すること。
施設整備費を含む学費全体に対する減免制度を創設し、教育費負担の軽減を図ること。
- ②県として給付型奨学金制度を拡充するなど家庭の学費負担軽減に努めること。
- ③私立幼稚園に通う家庭への授業料直接助成制度を新設すること。
- ④低所得家庭の子どもたちへの学習支援を抜本的に強めること。
- ⑤家庭の経済力の差によって教育を受ける機会が奪われかねず、入試の信頼性をも損なう採点業務を民間委託する大学入学共通テストでの記述式導入の中止を国に求めること。

5．私立幼稚園教育の充実

- ①幼児の発達年齢に適した教育のため、私立幼稚園の学級定員減をはかること。
- ②私立幼稚園教職員の待遇を公立幼稚園なみに改善するため、県として支援を強めること。

五、中小企業支援、農林水産業の再生・振興、雇用創出

企業誘致を競うことは自治体本来の仕事ではなく、企業を誘致し、その儲けの一部で地域活性化や雇用創出を図るやり方は破たんしている。地元根付いている中小零細企業、農林水産業の振興を重視した経済政策こそ進めるべきである。また「正社員が当たり前」の雇用ルールを確立し、「残業代ゼロ」「過労死」根絶がますます重要となっている。

さらに日本の経済主権、食糧主権を投げ捨て、国内産業に打撃を与える市場開放や「企業が活躍しやすい」漁業制度づくりの中止が求められている。種子法廃止後、県は「要綱」において種子の生産・管理を行っているが、食糧自給率向上や安心・安全な食の提供をはかるうえで極めて不十分である。

1．大企業呼び込み方式を転換し、地元の中規模事業者支援

- ①大企業への立地補助金を廃止し、中小企業振興条例を実効あるものにすること。
- ②社会風紀の乱れを招き、まともな観光産業とは言えない「カジノ」建設は止めること。
- ③「小規模企業振興基本法」および「同基本計画」の具体化をすすめ、小規模企業の維持発展に力を入れること。
- ④地元業者の仕事づくりにつながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑤県発注の公共工事で労働者が低賃金のもとにおかれている現状をあらためること。まっとうな労賃を保障するため公契約条例を制定すること。
- ⑥制度融資の拡充、信用保証制度の改善など、中小規模事業者の経営を支えること。

⑦大型店の無秩序な出退店を規制し、商店街・商店への支援予算を大幅に増額すること。

2．農林水産業の再生および振興

- ①「TPP 11」からの撤退を国に要求し、日欧経済連携協定（EPA）、日米貿易協定（FTA）に反対すること。
- ②他県同様、法的拘束力を持つ条例化を早急に進め、優良な種子の生産・管理を県の責任で行うこと。また、種子生産に係る予算はこれまで通り確保すること。
- ③米の直接支払交付金制度の復活を国に求めるとともに、県独自の価格保障、所得補償を実施し、農林水産業の後継者育成をはかること。
- ④営利企業の農地所有解禁の撤回を国に申し入れること。
- ⑤老朽化した排水路改修などインフラ整備を農家の負担増なしにすすめること。
- ⑥CSF（豚コレラ）、BSE（牛海綿状脳症）対策、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの各種感染症の監視体制を強めること。CSF（豚コレラ）ワクチン接種を行うこと。
- ⑦新規就農者への支援を、国の制度の上乗せした県独自の制度を創設すること。
- ⑧全国平均を下回る千葉県食料自給率引き上げに努めること。
- ⑨農作物へのジャンボタニシや有害鳥獣被害対策や台風など自然災害被害への補償を強化すること。
- ⑩軽油引取税の軽減の継続を国に求めるとともに、制度の周知徹底、手続きの簡素化に努めること。
- ⑪公共建築への国産材利用促進など林業振興策をすすめること。
- ⑫戦後の漁業制度を根本から変え、漁民の納得も得ていない漁業法の「改正」に反対する意思を表明すること。
- ⑬漁業経営の大半をしめ、漁村社会と豊かな魚食文化を支えてきた小規模沿岸漁業と漁協の役割を維持・重視した施策をすすめ、魚価安定対策や資源管理にともなう休業・漁獲制限などに対する所得補償を充実させること。
- ⑭クロマグロの漁獲規制は中小漁業者の経営や暮らしに配慮するよう国に強く迫ること。

3．正社員が当たり前、人間らしく働ける社会の実現をめざす

- ①過労死ラインを超える残業時間を容認する「改正労働基準法」の撤回と残業は週15時間、月45時間、年360時間までとする大臣告示の法制化を求めること。
- ②「過労死促進」に拍車をかける裁量労働制の適用拡大や、労働時間規制を適用除外し、「残業代ゼロ」にする「高度プロフェッショナル制度」の撤回を要求すること。
- ③「生涯ハケン」「正社員ゼロ」社会に道を開く労働者派遣法改悪の撤回を求めること。
- ④違法行為へのペナルティ強化、違法性が疑われる離職率が高い企業や、時間外労働・不払い残業などの法令違反で摘発された企業の公表、調査や指導の強化を国に求めること。
- ⑤外国人労働者の受け入れを拡大する「出入国管理法改定」の強行に反対し、外国人労働者の低賃金、人権侵害を抜本的に是正するよう国に求めること。
- ⑥2019年6月にILO（国際労働機関）が採択した、ハラスメントを包括的に禁止する条約を批准し、ハラスメント禁止を明記する法改正を行うよう国に求めること。

- ⑦県として福祉施設職員の働き方や給与等の実態を調査すること。
- ⑧高校生や若者への労基法など労働者の基本的権利と雇用のルールの周知に努めること。
- ⑨ジョブカフェなどの増設、充実を進め、若者の就職活動を支援すること。
- ⑩多忙化による健康被害をもたらし、住民サービスの後退につながる県職員の削減をやめ、抜本的に拡充すること。県自ら不安定雇用を増やしていることを改め、必要な職員は正規職員とすること。とりわけ、教員や医師・看護師などは正規雇用で増やすこと。嘱託など非正規職員の処遇を正職員と同等にすること。
- ⑪県職員の過労死ラインを上回る長時間過密労働や常態化している休日出勤を抜本的に改善すること。残業実態に見合う手当をきちんと支給し、違法状態を直ちに解消すること。
- ⑫庁舎管理などの特定業務委託における賃金水準・支払い管理を徹底すること。
- ⑬大企業に対して、従業員は正社員とすることや、いわゆる「解雇 4 要件」を無視した一方的な解雇を行わないなど、雇用における社会的責任を果たすよう強く申し入れること。
- ⑭最低賃金を時給 1 5 0 0 円へと大幅に引き上げるよう関係者に働きかけること。
- ⑮青年や失業者などを雇用した中小企業への就職奨励助成金制度を創設すること。
- ⑯男女間の雇用差別や賃金格差をなくすこと。

六、地球温暖化防止と自然エネルギーの活用促進、千葉の自然保護を

第 5 次エネルギー基本計画における電力の 2 0 3 0 年度供給目標は、原発 2 0 ~ 2 2 % であり、既存・建設の原発 3 8 基の稼働を前提にしたものである。これは「原発再稼働反対」「原発ゼロ」を求める圧倒的な国民世論に敵対する計画であり、とりわけ東日本大震災で被災した東海第二原発の再稼働は県民の不安をよんでいる。さらに昨年 9 月の北海道胆振東部地震による全道停電や、本年 9 月の台風 1 5 号に長期停電は、大規模集中発電から分散型への転換の必要性を示した。

産廃、残土、再生土の違法、不適正な埋め立て処分などから、住民生活と豊かな自然を守る県の環境行政の責任は重いものがある。それを果たすうえで、住民、市町村など地元の合意や業者に対する毅然とした対応が不可欠である。

1 . 原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーの普及

- ①政府の責任で電力会社に再生可能エネルギーで発電した電力を買い取るよう国に働きかけること。
- ②住宅への太陽光パネル設置補助金を拡充し、設置者本人への直接交付となるよう制度を改善すること。
- ③公的施設への太陽光パネル設置を推進すること。
- ④間伐材、被害木など木質バイオマスをエネルギーを活用したボイラー、ストーブの普及の促進や、小水力、風力エネルギーの利活用をはかること。
- ⑤自然エネルギー普及を推進するため、事業者だけでなく住民からの様々な相談に応じる

総合的な窓口担当部署を設置すること。

- ⑥自然環境や景観と調和のとれた太陽光発電がはかれるよう県条例を制定すること。
- ⑦地球温暖化防止に逆行する石炭火力発電所の新設計画に反対すること。
- ⑧温室効果ガス排出量が全国トップの県として、条例を制定し、排出規制を積極的に進めること。
- ⑨温室効果ガス排出削減の積極的な目標を政府に求めるとともに、県内事業所に対しても排出削減対策を働きかけること。
- ⑩原発の即時ゼロ、再稼働中止を国に強く求めること。とりわけ隣接県（茨城）にある老朽化した東海第 2 原発の再稼働中止を強く求めること。
- ⑪放射性廃棄物（指定廃棄物）の一時保管、最終処分場建設は、東電と国の責任で解決することを基本にしつつ、安全第一、情報公開、住民合意を大原則としてとりくむこと。

2. 豊かな自然を守る

- ①産業廃棄物処分場、残土処分場の設置は、立地規制を強化し、地元住民の合意を大原則にすること。そのための条例改正・制定を行うこと。
- ②残土は県外からの搬入が多く、土壌の安全性のチェックが極めて不十分である。県外からの残土受け入れは厳しく制限し、リニア建設による膨大な残土は受け入れないこと。
- ③再生土埋立現場から有害物質が検出されるなどの違法・悪質業者が後を絶たないもつで、「再生土等埋立て条例」は埋立て処分を禁止する内容に改正すること。
- ④三番瀬の自然環境を保全し、「再生」の名による埋め立ては行わないこと。
- ⑤三番瀬および盤洲干潟のラムサール条約登録に全力をつくすこと。
- ⑥ハクビシンなど有害鳥獣による住宅被害に対する県の財政支援を行うこと。

七、県内財界の要望に沿う巨大公共事業ではなく、県民生活と安心・安全な街づくりに直結したものに

千葉県は、県内財界の意向にそつた不要不急な大型開発の浪費が止みません。「千葉県経済協議会」は 2019 年も「提言と要望」を県に提出し、京葉臨海地域企業の競争力強化への支援、工業用水負担軽減、新たな工業団地整備、北千葉道路や第二湾岸道路の整備、千葉港、木更津港の機能確保などを求めている。

1. 不要不急な巨大開発の浪費をやめる

- ①利水上も治水上も必要のない八ッ場ダム本体建設から撤退し、すべての情報公開と地元住民合意の生活再建、地域経済振興を具体化するよう国に求めること。
- ②過大な見積もり、見通しのない「つくばエクスプレス沿線開発」「木更津金田西区画整理事業」を抜本的に見直すこと。新たな巨大大事業のムダ遣いになることが明らかな「千葉港長期構想」「千葉県営水道事業長期施設整備方針」は撤回すること。また事業収束した「千葉ニュータウン」について、新たな県民負担が生じないようにすること。新たな工業団地の造成は行わないこと。

- ③圏央道、北千葉道路などの巨大道路建設や「千葉港長期構想」を踏まえた「港湾計画改訂」など大型開発計画を抜本的に見直すこと。
- ④破たんした「かずさアカデミアパーク構想」を抜本的に見直し、県負担の軽減に努めること。
- ⑤第二湾岸道路の具体化には着手しないこと

2. 安心・安全な街づくり

- ①国土交通省、千葉県、空港周辺 9 市町及び成田国際空港株式会社が合意した「成田空港の更なる機能強化」は、周辺住民に耐え難い航空機騒音をもたらし、平穏な生活を脅かすものである。同確認を白紙に戻し、開港時の飛行時間などの合意をもとに関係住民の理解と合意を得たものにするため、住民説明会を再度開催すること。
- ②県道の歩道整備や音響信号機、点字ブロック、横断歩道の設置などを進め、とりわけ、通学路の安全対策を急ぐこと。
- ③生活道路整備や県営住宅の増設・修繕などを促進すること。
- ④老朽化している橋梁やトンネルなどの状況を把握し、その改修を計画的かつ着実に推進すること。
- ⑤北総線、東葉高速線、千原線の高すぎる運賃引き下げを運営会社に求めること。
- ⑥利用者、障害者の利便性と安全性を大きく後退させる「駅無人化」をやめるとともに、駅ホームドア設置促進を鉄道各社に申し入れること。
- ⑦市町村が実施しているコミュニティバスやデマンドタクシー（乗合バス）への県補助を行うこと。

八、個人の尊厳を守り、真の両性平等、女性の地位向上、文化芸術の振興

日本は、世界でも恥ずべき「ジェンダー平等後進国」となっている。この背景には、財界が儲けを最優先し、この課題を後景に追いやり、さらに戦前の男尊女卑や個人の国家への従属を美化する「靖国派」が政治の中枢に居座っていることがある。いま、当事者が声を上げ、勇気をもって立ち上がっている。憲法が保障する人権や個人の尊厳を無視し、少数者の排除につながる社会ではなく、個人の多様性を認め、あらゆる人権侵害を許さない社会をめざす政治の責任が厳しく問われている。

- ①真の両性平等と女性の地位向上、女性の社会進出を保障するため、実効ある「両性平等条例」を早期に制定すること。
- ②「千葉県男女共同参画計画」（第 4 次）は両性平等の基本理念を明確にしたものに改めること。
- ③選択的夫婦別姓を認める法整備を国に求めること。
- ④賃金・昇進など雇用における、あらゆる性差別の解消に努力すること。
- ⑤仕事と子育てが両立できるよう、育児休暇の拡充、保育所と学童保育の整備など社会的条件を整えること。
- ⑥中小・零細業者における家族の「自家労賃」を経費として認めない所得税法第 5 6 条は

廃止するよう国に求めること。

- ⑦DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護・自立支援、パワーハラスメント対策などを強化すること。
- ⑧性暴力被害に対応するワンストップ支援センターの機能強化に努めること。
- ⑨国が国民の情報を厳格に掌握し、徴税強化と社会保障給付抑制を狙ったマイナンバー制度の運用状況を徹底検証し、制度見直し、中止を政府に求めること。
- ⑩性的少数者（LGBTなど）が自分らしく生きられる社会の実現をめざし、啓発・啓蒙、教育に力を入れること。また、公共サービス利用や県営住宅入居にあたって、差別されない措置を講じること。
- ⑪今年4月「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）」の成立に伴い、千葉県が生んだ被害者への謝罪を明確に示すこと。同時に、他県の例も参考に、県が把握している方に直接通知するなどして、十分な救済をはかること。
- ⑫千葉交響楽団員の待遇改善をはかるとともに、学校音楽鑑賞会の予算を増額すること。
- ⑬文化芸術振興条例にある「郷土への誇りと愛着を深め」との文言は、「内心の自由」を踏みにじり、文化芸術の振興とは相容れません。条例改正し、同文言を削除すること。

九、地方自治を守り、「県民が主人公」の開かれた県政へ

あらためて云うまでもなく県政の主人公は県民であり、営利主義や受益者負担を持ち込んだ県政運営ではなく、県民の願いに応え、暮らしと地域振興に知恵と力を尽くさなければなりません。そのためには、県民の声に真摯に耳を傾けるとともに、必要な情報を全面的に公開し、県民に開かれた県政となることが避けて通れません。

- ①「千葉県総合計画」（次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン）は抜本的に見直すこと。
- ②「行政改革計画」「財政健全化計画」を撤回し、全面的に検討しなおすこと。
- ③知事部局、教育庁、公営企業体の職員を抜本的に増員し、時間外勤務の縮減を図り、行政需要に応えられる職員体制へと見直しを図ること。
- ④施設運営が経済効率優先とならざるを得ない指定管理者制度は、再検討すること。とりわけ、福祉や教育において、入所者・利用者の人命と人権が脅かされることのないよう体制を充実させること。
- ⑤住民負担やサービス低下を招く水道事業の「広域化」は行わないこと。また、「コンセッション方式」による利益優先の民間業者参入は水道事業の安全・安定性の後退につながるものであり、導入しないこと。
- ⑥工業県といわれる全国8都府県で導入し、千葉県でも最大税率で291億円（2019年度見込み）の新たな税収が見込める法人事業税超過課税を早急に実施すること。
- ⑦県行政に関わる情報は積極的に開示し、公文書公開条例の恣意的運用による情報の隠ぺいは決して行わないこと。

以上